

# 久留米市の訪問型サービス (身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ)

久留米市 介護保険課

令和5年3月

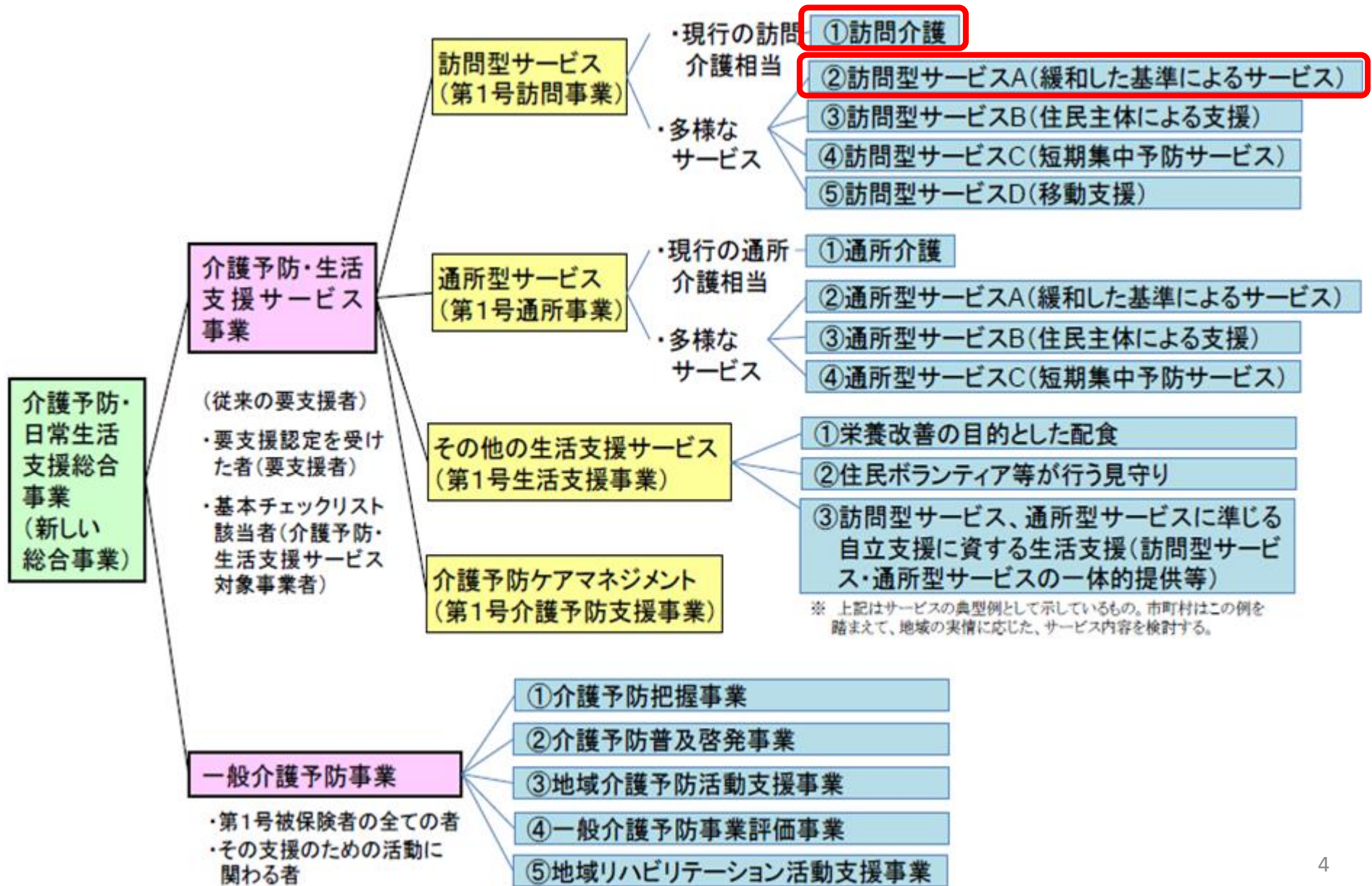
# 注 意

この資料は、久留米市の訪問型サービス(身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ)の概要を掲載しています。

各サービスの詳細については、介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料(訪問型サービス)をご確認ください。

# 訪問型サービスの概要

# 総合事業における位置づけ



# 国が示す訪問型サービスの類型

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	



# 久留米市の訪問型サービスの類型

類型	名称	内容	実施主体
従来の介護予防 訪問介護相当 (現行相当サービス)	身体援助訪問サービス (身体ヘルプ)	身体介護、自立を支援する生活援助及びどうしてもできない家事の代行を行う。	事業所指定(給付)
基準緩和サービス (訪問型サービスA)	元気援助訪問サービス (元気ヘルプ)	利用者の家事関連活動の自立を目指すもので、身体介護は行わず、自立を支援する生活援助(いわゆる共に行う家事)及びどうしてもできない家事の代行を行う。	
	生活援助訪問サービス (生活ヘルプ)	身体介護の必要がなく、家事関連活動の自立が困難な場合において、どうしてもできない家事の代行を行う。	
住民主体による支援 (訪問型サービスB)	久留米市では当面の間実施しない		
短期集中予防サービス (訪問型サービスC)	元気向上訪問相談サービス	保健職等が、うつや閉じこもり傾向にある高齢者の居宅を訪問し、生活機能や社会参加等に関する助言や指導を行う。	委託
	生活機能訪問相談サービス	リハビリテーション専門職が、生活機能が低下傾向にある高齢者の居宅を訪問し、運動機能、口腔機能、栄養状態、生活動作の改善等に関する助言や指導を行う。	委託
移動支援 (訪問型サービスD)	久留米市では当面の間実施しない		

**利用者の心身状態、残存能力に応じたサービスを選択** 6

# 身体援助訪問サービス (身体ヘルプ)

# 身体ヘルプの対象者、提供サービス

## 対象者

次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者

- ◆ 事業対象者等(事業対象者、要支援1、要支援2)
- ◆ 入浴、排泄、食事において、身体に直接触れて行う身体介護が日常的に必要な方

※日常的に必要な・・・その生活行為を行うときはいつも身体介護が必要なことをいい、24時間365日必要という意味ではない。

## 提供サービス

提供するサービス	老計10号
身体介護	1-0～1-5
利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援	1-6
掃除、洗濯、調理などの日常生活における援助・支援	2-0～2-6



# 身体ヘルプの利用時間、利用回数等

## 利用時間

1回あたり連続した20分から60分

## 利用回数

※ 具体的な回数は、介護予防ケアマネジメントにより決定する。

状態区分	利用回数
事業対象者	週1回または週2回
要支援1	
要支援2	週1回～週3回

## サービス提供者

久留米市が指定した事業所に雇用された訪問介護員

## 利用者負担

報酬額の1割から3割(利用者ごとの負担割合によって決定する。)

※報酬額は「介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料」をご覧ください。 9

# 身体ヘルプの人員基準①

## 管理者

- ◆ 事業所ごとに、常勤専従の管理者を1人配置。
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護事業所の管理者と兼務可能。
- ◆ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ◆ 資格要件はなく、必ずしも訪問介護員である必要はない。

## 訪問介護員

- ◆ 事業所ごとに、常勤換算で2.5人以上の訪問介護員を配置。
- ◆ 資格要件は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者等。
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護事業所の訪問介護員と兼務可能。

# 身体ヘルプの人員基準②

## サービス提供責任者

- ◆ 利用者40人ごとに1人以上のサービス提供責任者を配置。
- ◆ サービス提供責任者は、常勤の訪問介護員である必要がある。  
ただし、利用者が40人を超えた範囲については、非常勤の訪問介護員でも可能。
- ◆ サービス提供責任者の配置数を判断するための利用者数は、訪問介護、身体ヘルプ、元気ヘルプの利用者数を合計した数とする。
- ◆ 資格要件は、介護福祉士のほか、厚生労働大臣が定める者。  
⇒介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料(訪問型サービス)をご確認ください。

# 身体ヘルプの設備基準、その他

## 設備基準

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備える。

なお、訪問介護、身体ヘルプ、元気ヘルプ及び生活ヘルプが同一の場所で一体的に運営されている場合については、『久留米市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例』の第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。

## その他

身体ヘルプに関する詳細については、次の要綱を参照すること。

- ◆ 久留米市指定身体援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定身体援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱
- ◆ 久留米市指定身体援助訪問サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

# 元気援助訪問サービス (元気ヘルプ)

# 元気ヘルプの対象者、提供サービス

## 対象者

次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者

- ◆ 事業対象者等(事業対象者、要支援1、要支援2)
- ◆ 身体介護が必要ない方
- ◆ 訪問介護員による自立支援(家事を共に行う等)により家事関連活動の自立が想定される方や認知機能の低下や精神疾患等により見守りが必要な方

## 提供サービス

提供するサービス	老計10号
利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援	1-6
掃除、洗濯、調理などの日常生活における援助・支援	2-0~2-6

# 元気ヘルプの利用時間、利用回数等

## 利用時間

1回あたり連続した20分から60分

## 利用回数

※ 具体的な回数は、介護予防ケアマネジメントにより決定する。

状態区分	利用回数
事業対象者	週1回または週2回
要支援1	
要支援2	週1回～週3回

## サービス提供者

久留米市が指定した事業所に雇用された訪問介護員

## 利用者負担

報酬額の1割から3割(利用者ごとの負担割合によって決定する。)

※報酬額は「介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料」をご覧ください。



# 元気ヘルプの人員基準①

## 管理者

- ◆ 事業所ごとに、管理者を1人配置。(非常勤可能)
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護事業所の管理者と兼務可能。
- ◆ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ◆ 資格要件はなく、必ずしも訪問介護員である必要はない。

## 訪問介護員

- ◆ 事業所ごとに、必要数の訪問介護員を配置。
- ◆ 資格要件は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者等。
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護事業所の訪問介護員と兼務可能。

# 元気ヘルプの人員基準②

## サービス提供責任者

- ◆ 利用者40人ごとに1人以上のサービス提供責任者を配置。
- ◆ サービス提供責任者は、常勤の訪問介護員である必要がある。  
ただし、利用者が40人を超えた範囲については、非常勤の訪問介護員でも可能。
- ◆ サービス提供責任者の配置数を判断するための利用者数は、訪問介護、身体ヘルプ、元気ヘルプの利用者数を合計した数とする。
- ◆ 資格要件は、介護福祉士のほか、厚生労働大臣が定める者。  
⇒介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料をご確認ください。

# 元気ヘルプの設備基準、その他

## 設備基準

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備える。

なお、訪問介護、身体ヘルプ、元気ヘルプ及び生活ヘルプが同一の場所で一体的に運営されている場合については、『久留米市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例』の第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。

## その他

元気ヘルプに関する詳細については、次の要綱を参照すること。

- ◆ 久留米市指定元気援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定元気援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱
- ◆ 久留米市指定元気援助訪問サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

# 生活援助訪問サービス (生活ヘルプ)

# 生活ヘルプの対象者、提供サービス

## 対象者

次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者

- ◆ 事業対象者等(事業対象者、要支援1、要支援2)
- ◆ 身体介護が必要ない方
- ◆ 一部または全部の日常的な家事について、代行が必要で、自立が見込まれる家事関連活動がない方

## 提供サービス

提供するサービス	老計10号
掃除、洗濯、調理などの日常生活における援助・支援	2-0~2-6

# 生活ヘルプの利用時間、利用回数等

## 利用時間

1回あたり連続した20分から60分

## 利用回数

※ 具体的な回数は、介護予防ケアマネジメントにより決定する。

状態区分	月額定額報酬の場合	回数制の場合
事業対象者	週1回または週2回	月3回まで
要支援1		
要支援2	週1回～週3回	

## サービス提供者

久留米市が指定した事業所に雇用された生活援助従業者

## 利用者負担

報酬額の1割から3割(利用者ごとの負担割合によって決定する。)

※報酬額は「介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料」をご覧ください。

# 生活ヘルプの人員基準①

## 管理者

- ◆ 事業所ごとに、管理者を1人配置。(非常勤可能)
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護事業所の管理者と兼務可能。
- ◆ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。



# 生活ヘルプの人員基準②

## 生活援助従業者

- ◆ 事業所ごとに、必要数の生活援助従業者を配置。
- ◆ 資格要件は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者、市が指定する研修修了者。
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護事業所の訪問介護員と兼務可能。

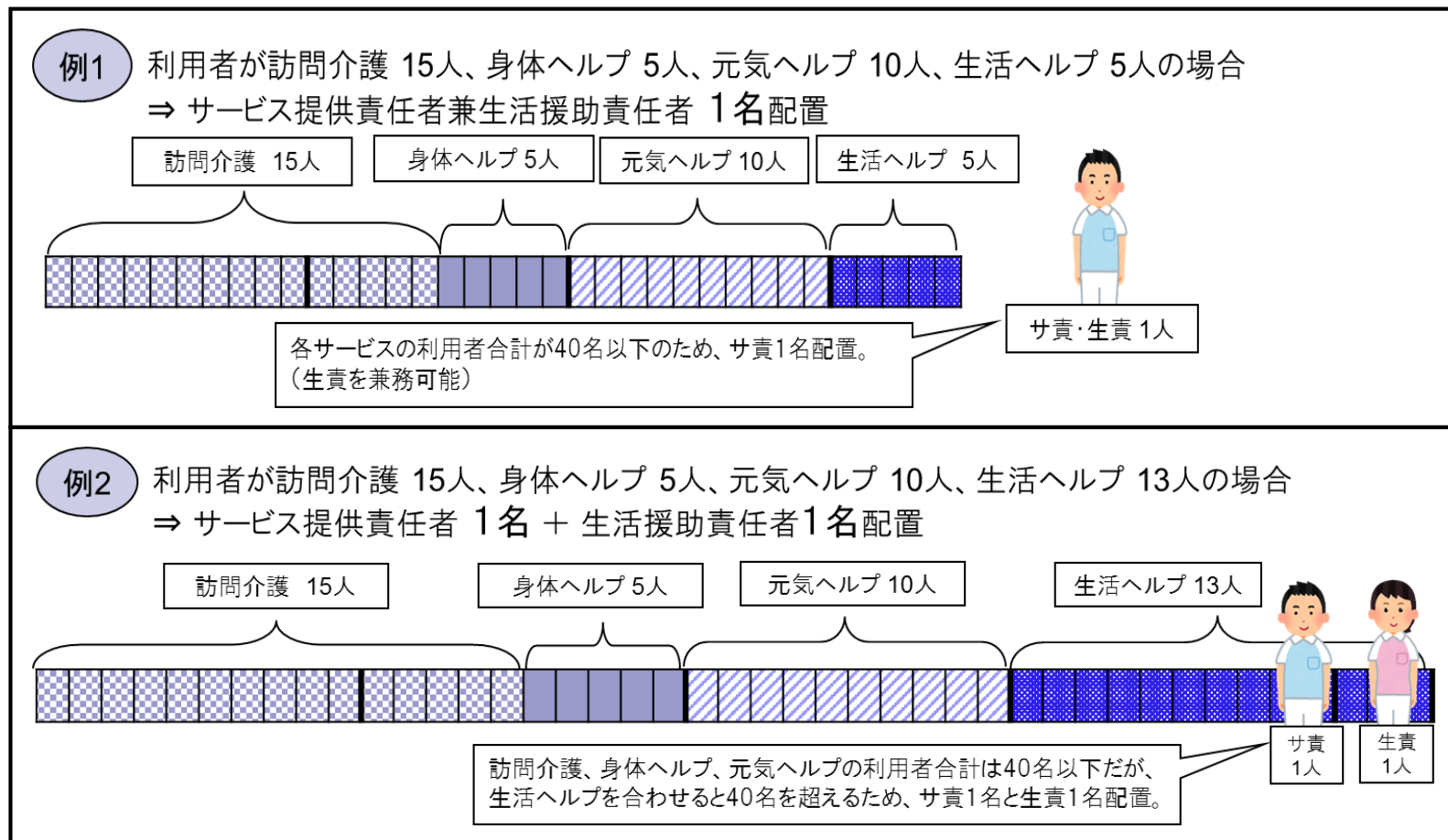
## 生活援助責任者

- ◆ 利用者40人ごとに1人以上の生活援助責任者を配置。
- ◆ サービス提供責任者は、1人あたりの利用者数が40人以下の場合は、生活援助責任者を兼務することができる。
- ◆ 資格要件は、生活援助従業者であること。

# サービス提供責任者と生活援助責任者の配置

サービス提供責任者は、訪問介護、身体ヘルプ、元気ヘルプの合計利用者数により配置する。

ただし、サービス提供責任者1人あたりの利用者数が40人以下の場合は、生活ヘルプの生活援助責任者を兼務することができる。



# 生活ヘルプの設備基準、その他

## 設備基準

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備える。

なお、訪問介護、身体ヘルプ、元気ヘルプ及び生活ヘルプが同一の場所で一体的に運営されている場合については、『久留米市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例』の第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。

## その他

生活ヘルプに関する詳細については、次の要綱を参照すること。

- ◆ 久留米市指定生活援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱
- ◆ 久留米市指定生活援助訪問サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

その他

# それぞれのサービスで提供できること

それぞれのサービスで提供できることは、次のとおり。  
なお、それぞれのサービスは併用できない。

提供できること	老計10号	身体ヘルプ	元気ヘルプ	生活ヘルプ
身体介護	1-0~1-5	○	×	×
利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援	1-6	○	○	×
掃除、洗濯、調理などの日常生活における援助・支援	2-0~2-6	○	○	○

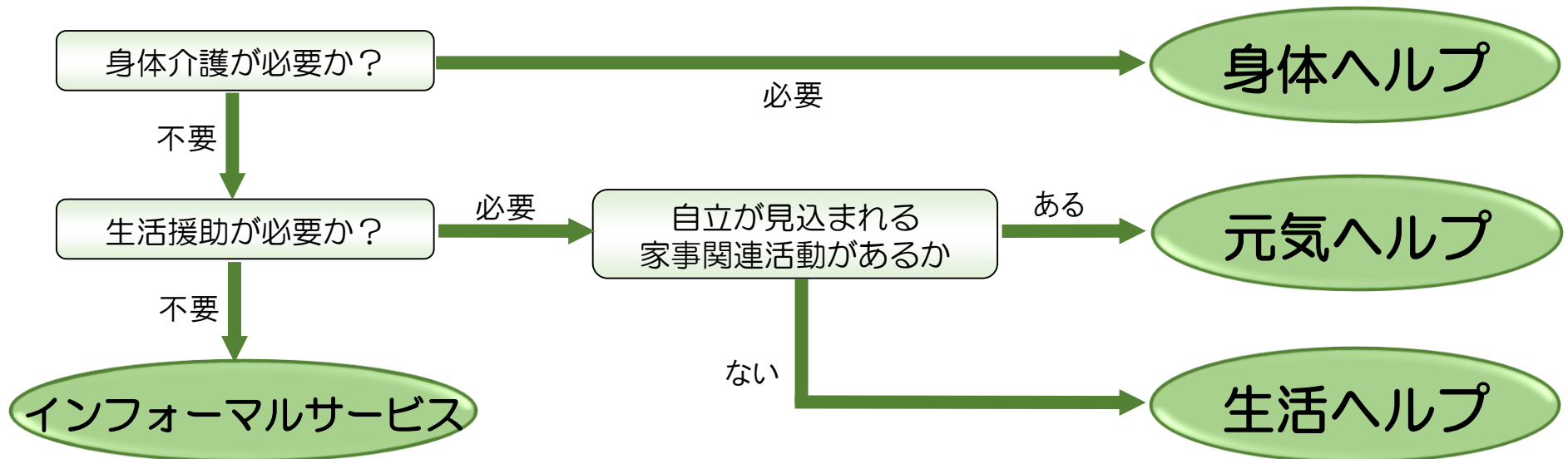
## 【間違いやすい利用方法】

- ✕ 身体介護と生活援助が必要だから、身体ヘルプと生活ヘルプを併用する。  
⇒身体ヘルプで身体介護と生活援助を提供できるので、併用する必要はない。
- ✕ 元気ヘルプでは、生活援助(代行)ができないから、生活ヘルプを併用する。  
⇒元気ヘルプでも生活援助を提供できる。自立が見込まれる家事関連活動については、共に行うなどの支援を行い、できない部分については生活援助で支援する。

# それぞれのサービス利用の判断ポイント

訪問型サービスは、次の判断ポイントをもとに、利用者の心身状態、残存能力に応じたサービスを選択する。

サービスの種類	判断ポイント
身体ヘルプ	◎ 身体に直接触れて行う <u>身体介護が日常的に必要</u> である。
元気ヘルプ	◎ 身体介護は不要である。 ◎ 身体介護は必要ないが、入浴等に <u>見守りが必要</u> である。 ◎ 工程の手助けや手順を教えることで、 <u>自分でできるようになると見込まれる家事がある</u> 。
生活ヘルプ	◎ 身体介護も見守りも必要ない。 ◎ 一部又は全部の日常的な家事について代行が必要で、 <u>自分でできるようになると見込まれる家事がない</u> 。



※ 老計10号の対象外である生活援助(草取りや大掃除等)が必要な場合は、インフォーマルサービスの利用が想定される